

行政処分軽減の判決

岐阜地裁

免許欠格1年短縮

普通免許で準中型車を運転した無免許運転によって、免許の取り消しと再取得できない欠格期間を2年間とする行政処分を受けた県内の中国人技能実習生の男性(33)が、処分は重すぎるとして県に取

訴状などによると、男性は工事業の会社に勤務し2019年1月、中国で取得した免許を切り替える形で日本の普通免許を取得。同年4月2日、業務中に郡上市内の東海北陸自動車道で追い越し車線を走り続けたとして、通行帯違反で警察に摘発された。

たが、大きさはほぼ同じで会社も2台とも3・5ト未満だと思い込み、男性に日常的に運転を指示していた。男性側は裁判で「『違反かもしれない』と思う余地もなかった。故意が認められない」として、無免許運転の罪が成立しないことや、成立するとしても処分が重すぎると主張。一方、県側は車に備えられた車検証で準中型車であることは簡単に確認でき、処分を軽くすべきケースには当たらないと反論していた。

また、乱用したものであるとして「違法」と指摘した。免許取り消しそのものには逸脱はないとした。男性の代理人弁護士は「免許取り消し処分そのものの取り消しを求めているので控訴を検討する」、県警監察課は「判決内容を精査して対応を検討する」としている。

車の総重量が普通免許で運転できる上限の3・5ト未満を超えた3・525トの準中型車だった。男性は無免許運転で違反点数25点が科され、同年9月13日付で免許の取り消しと欠格期間を2年間とする行政処分を受けた。刑事処分は不起訴だった。

判決理由で鈴木裁判長は会社も勘違いをしていたことなど、男性には「考慮すべき特段の事情がある」と判断。県公安委員会に対し「裁量権の範囲を逸脱し、

準中型と知らず仕事で運転、無免許摘発

交通違反の行政処分は道交法に基づき、処分の重軽の基準を示した「処分量定基準」が定められている。運転免許を取得することができない欠格期間は「運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情」がある場合に短縮できる。交通法規に詳しい高山俊吉弁護士(東京弁護士会)は「免許の停止や取り消しなどで公安委が実際に処分を減軽することはまれにあるが、理由は公表しないため、基準は完全にブラックボックスの状態」と指摘する。

法改正で新設「無免許」増加

準中型

専門家「故意でなければ処分できず」
加え、違反点数が25点、欠格期間は2年の行政処分がある。免許取り消しなどの処分歴がない人が一般違反行為を理由に免許を取り消される場合、15点以上で1～5年の欠格期間となっている。

高山弁護士によると、2017年の道交法改正で、普通免許で運転可能な車の総重量が5ト未満から3・5ト未満に引き下げられ、3・5ト以上7・5ト未満の車を運転できる準中型免許が新設された。その後、原告の男性のように勤務先の勘違いで無免許運転をし

10件。

(大賀由貴子)

県警によると昨年1年間に免許の対象外の車を運転したとして、県公安委が免許を取り消したのは